

訴 状

令和7年6月5日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

石 井



同

山 城 在 生



同

大 塚 友 博



原告補佐人税理士

原 木 規 江



同

大 箸 直 彦



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

法人税更正処分等取消請求事件

訴訟物の価額 金3572万1648円

貼用印紙額 金12万8000円

請求の趣旨

- 1 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした平成28年7月1日から平成29年6月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。

- 2 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額３６６万１７３０円及び納付すべき税額５４万９１００円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした平成２９年７月１日から平成３０年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額３２８万３０７３円及び納付すべき税額４９万２４００円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした平成３０年７月１日から令和元年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額８９万６７５９円及び納付すべき税額１３万４３００円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした令和元年７月１日から令和２年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス１０４３万２０００円及び納付すべき税額マイナス１７円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額１０４３万２０００円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした令和２年７月１日から令和３年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス３１２万２２７５円及び納付すべき税額マイナス３１円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額１３５５万４２７５円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 札幌中税務署長が原告に対し、令和５年１０月２５日付でした令和３年７月１日から令和４年６月３０日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額３５３７万６４４５円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 8 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした平成28年7月1日から平成29年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額54万9000円及び納付すべき税額2万4100円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 9 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした平成29年7月1日から平成30年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額49万2000円及び納付すべき税額2万1600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 10 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額13万4000円及び納付すべき税額5800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 11 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 12 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 13 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 14 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした平成29年7月1日から平成30年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額119万0000円及び納付すべき地方消費税額32万1100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 15 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした平成30年7月1日から令和元年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額280万7900円及び納付すべき地方消費税額75万7600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 16 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした令和元年7月1日から令和2年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額304万6700円及び納付すべき地方消費税額85万3000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 17 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした令和2年7月1日から令和3年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分のうち、納付すべき消費税額207万6200円及び納付すべき地方消費税額58万8400円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 18 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年10月25日付でした令和3年7月1日から令和4年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分のうち、納付すべき消費税額29万1800円及び納付すべき地方消費税額8万2300円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 19 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年12月8日付でした平成28年7月1日から平成29年6月30日まで、平成29年7月1日から平成30年6月30日まで、平成30年7月1日から令和元年6月30日まで、令和元年7月1日から令和2年6月30日まで、令和2年7月1日から令和3年6月30日まで及び令和3年7月1日から令和4年6月30日までの各事業年度の法人税の督促処分を取り消す。

20 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年12月8日付でした平成28年7月1日から平成29年6月30日まで、平成29年7月1日から平成30年6月30日まで、平成30年7月1日から令和元年6月30日まで、令和元年7月1日から令和2年6月30日まで、令和2年7月1日から令和3年6月30日まで及び令和3年7月1日から令和4年6月30日までの各課税事業年度の地方法人税の督促処分を取り消す。

21 札幌中税務署長が原告に対し、令和5年12月8日付でした平成29年7月1日から平成30年6月30日まで、平成30年7月1日から令和元年6月30日まで、令和元年7月1日から令和2年6月30日まで、令和2年7月1日から令和3年6月30日まで及び令和3年7月1日から令和4年6月30日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の督促処分を取り消す。

22 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者等

原告は、飲食店の経営などを目的として平成27年7月30日に設立された法人であり（甲1・登記事項証明書）、令和4年6月30日当時、飲食店である「炭火肉焼き倉庫CONOYOSHI」、「コノヨシグループ」へ加工食材を供給する工場である「コノヨシセントラルキッチン」を経営しているほか、フランチャイズ事業などを行っていた。

「コノヨシグループ」とは、古野生真（原告代表取締役）と吉本淳（「洋食コノヨシ南12条店」の経営者）が築き上げた飲食店のグループである（「コノヨシ」という呼称も、両者の名字「古野」「吉」からとっている。）。令和4年6月30日当時、「コノヨシグループ」の「直営店」としては、原告が経営する「炭

火肉焼き倉庫CONOYOSHI」、株式会社terroir sapporo（古野生真が代表取締役）が経営する「洋食コノヨシ北18条本店」、吉本淳が経営する「洋食コノヨシ南12条店」があり、それ以外の者が経営するフランチャイズ店舗もあった。

第2 本件に至る経緯

1 原告による各期限内申告等

- (1) 原告は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの事業年度（以下「平成29年6月期」といい、他の事業年度についても同様に表記する。）、平成30年6月期及び令和元年6月期の法人税並びに平成28年7月1日から平成29年6月30日までの課税事業年度（以下「平成29年6月課税事業年度」といい、他の課税事業年度についても同様に表記する。）、平成30年6月課税事業年度及び令和元年6月課税事業年度の地方法人税（以下、法人税と併せて「法人税等」という。）について、青色の各確定申告書に、別表1及び別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。
- (2) 原告は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの課税期間（以下「平成30年6月課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表記する。）及び令和元年6月課税期間の消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）について、別表3の「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。
- (3) 原告は、令和2年6月期の法人税及び令和2年6月課税事業年度の地方法人税について、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長申請を行い、青色の各確定申告書に別表1及び別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも令和2年12月4日に提出し、処分行政庁は、当該各確定申告書を期限内申告書として受理した。

また、原告は、令和２年６月課税期間の消費税等についても新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長を行い、確定申告書に別表３の「確定申告」欄のとおり記載して、令和２年１２月４日に提出し、処分行政庁は、当該申告書を期限内申告書として受理した。

- (4) 原告は、令和３年６月期及び令和４年６月期（以下、これらの事業年度と平成２９年６月期、平成３０年６月期、令和元年６月期及び令和２年６月期を併せて「本件各事業年度」という。）の法人税並びに令和３年６月課税事業年度及び令和４年６月課税事業年度（以下、これらの課税事業年度と平成２９年６月課税事業年度、平成３０年６月課税事業年度、令和元年６月課税事業年度及び令和２年６月課税事業年度を併せて「本件各課税事業年度」という。）の地方法人税について、青色の各確定申告書に別表１及び別表２の「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。

また、原告は、令和３年６月課税期間及び令和４年６月課税期間（以下、これらの課税期間と平成３０年６月課税期間、令和元年６月課税期間及び令和２年６月課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）の消費税等について、各確定申告書に別表３の「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。

2 処分行政庁による税務調査

処分行政庁に所属する調査担当職員（以下「本件調査担当者」という。）は、令和４年１１月８日、原告に対し、実地の税務調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

3 本件調査担当者による調査結果の説明及び原告による各修正申告

本件調査担当者は、令和５年６月２９日、原告の税務代理人である税理士法人 Impact に対し、国税通則法（以下「通則法」という。）７４条の１１第

2 項に規定する調査結果の内容の説明（以下「本件調査結果説明」という。）を行った。

原告は、令和 5 年 6 月 2 9 日付で、本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の地方法人税及び本件各課税期間の消費税等の各修正申告書に、別表 1 ないし別表 3 の各「修正申告」欄のとおり記載し、修正申告（以下、併せて「本件各修正申告」という。）を行った。なお、本件各修正申告の内容は、本件調査結果説明と同一の内容ではなかった（甲 2 の 1 ないし 7 ・修正申告書）。

4 処分行政庁による第 1 次更正処分等

処分行政庁は、原告に対して、令和 5 年 6 月 2 9 日付で、以下の各処分（以下、②から⑥までの各更正処分を併せて「本件各更正処分 1」といい、②から⑥までの各賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分 1」といい、本件各更正処分 1、本件各賦課決定処分 1 及び①の処分を併せて「本件各更正処分等 1」という。）を行った。

- ① 平成 2 8 年 6 月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分（甲 3 の 1 ・青色申告の承認の取消通知書）
- ② 平成 2 9 年 6 月期、平成 3 0 年 6 月期、令和元年 6 月期、令和 2 年 6 月期及び令和 3 年 6 月期の法人税について、別表 1 の「更正処分等 1」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲 3 の 2 ないし 6 ・法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ③ 令和 4 年 6 月期の法人税について、別表 1 の「更正処分等 1」欄のとおりとする更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（甲 3 の 7 ・法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ④ 本件各課税事業年度の地方法人税について、別表 2 の「更正処分等 1」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲 3 の 8 ないし 1 3 ・地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）

- ⑤ 平成30年6月課税期間、令和元年6月課税期間及び令和2年6月課税期間の消費税等について、別表3の「更正処分等1」欄のとおりとする各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（甲3の14ないし16・消費税及び地方消費税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ⑥ 令和3年6月課税期間及び令和4年6月課税期間の消費税等について、別表3の「更正処分等1」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲3の17及び18・消費税及び地方消費税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）

5 処分行政庁による第1次督促処分

処分行政庁は、原告が本件各更正処分1及び本件各賦課決定処分1により納付すべきこととなった各税額を納期限までに完納しなかったとして、令和5年8月7日付で、通則法37条1項の規定に基づき、督促状（甲4）によりその納付をそれぞれ督促した（以下「本件各督促処分1」という。）

6 本件各更正処分等1及び本件各督促処分1に対する第1次審査請求

原告は、令和5年8月23日、本件各更正処分等1及び本件各督促処分1をいずれも不服として、審査請求をした（甲5・審査請求書）。

7 処分行政庁による第2次更正処分等

処分行政庁は、原告に対して、令和5年10月25日付で、本件各更正処分等1を取り消すとともに、以下の処分（以下、②から⑥までの各更正処分を併せて「本件各更正処分2」といい、②から⑥までの各賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分2」といい、本件各更正処分2、本件各賦課決定処分2及び①の処分を併せて「本件各更正処分等2」という。）を行った（甲6・通知書等）。なお、本件各更正処分等1の各内容と本件各更正処分等2の各内容は、同

一ではないが、処分行政庁は、本件調査結果説明から本件各更正処分等 2 までの間に、原告に対して、国税通則法 74 条の 2 に規定する質問、帳簿書類その他の物件の提示又は提出を求めることはなかった。

- ① 平成 29 年 6 月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色取消処分」という。）（甲 6 の 1 ・青色申告の承認の取消通知書）
- ② 平成 29 年 6 月期、平成 30 年 6 月期、令和元年 6 月期、令和 2 年 6 月期及び令和 3 年 6 月期の法人税について、別表 1 の「更正処分等 2」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲 6 の 2 ないし 6 ・法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ③ 令和 4 年 6 月期の法人税について、別表 1 の「更正処分等 2」欄のとおりとする更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（甲 6 の 7 ・法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ④ 本件各課税事業年度の地方法人税について、別表 2 の「更正処分等 2」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲 6 の 8 ないし 13 ・地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書）
- ⑤ 平成 30 年 6 月課税期間、令和元年 6 月課税期間及び令和 2 年 6 月課税期間の消費税等について、別表 3 の「更正処分等 2」欄のとおりとする各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（甲 6 の 14 ないし 16 ・消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書）
- ⑥ 令和 3 年 6 月課税期間及び令和 4 年 6 月課税期間の消費税等について、別表 3 の「更正処分等 2」欄のとおりとする各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（甲 6 の 17 及び 18 ・消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書）

8 処分行政庁による第 2 次督促処分

処分行政庁は、令和５年１２月８日、原告が本件各更正処分２及び本件各賦課決定処分２により納付すべきこととなった各税額を納期限までに完納しなかったとして、同日付で、通則法３７条１項の規定に基づき、督促状（甲７）によりその納付をそれぞれ督促した（以下「本件各督促処分２」という。）。

９ 本件各更正処分等１に対する裁決

なお、国税不服審判所長は、令和５年１２月１１日付で、本件各更正処分等１及び本件各督促処分１に対する審査請求をいずれも却下する旨の裁決をした。

１０ 本件各更正処分等２に対する第２次審査請求

原告は、本件各更正処分等２及び本件各督促処分２をいずれも不服として、令和５年１２月１９日に審査請求をした（甲８・審査請求書）。

しかし、国税不服審判所長は、令和６年１２月１０日付で、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲９・裁決書謄本）。

第３ 原告の主張

追って主張する。

証拠方法

- 甲１ 登記事項証明書
- 甲２ 修正申告書
- 甲３ 本件各更正処分等１に係る通知書
- 甲４ 本件各督促処分１に係る督促状
- 甲５ 第１次審査請求書（控）
- 甲６ 本件各更正処分等２に係る通知書

甲 7 本件各督促処分 2 に係る督促状

甲 8 第 2 次審査請求書 (控)

甲 9 裁決書謄本

附属書類

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 訴状及び甲号証副本 | 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 3 | 資格証明書 | 1 通 |
| 4 | 補佐人選任届 | 1 通 |

以 上

別紙

当事者目録

- 〒060-0053 札幌市中央区南三条東一丁目4-2
原 告 FAREASTEATING株式会社
上記代表者代表取締役 古 野 生 真
- 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー19階
和田倉門法律事務所（送達場所）
電 話 03-6212-8100
FAX 03-6212-8118
原告訴訟代理人弁護士 石 井 亮
同 山 城 在 生
同 大 塚 友 博
- 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー19階
和田倉門法律事務所内 原木規江税理士事務所
電 話 03-6212-8100
FAX 03-6212-8118
原告補佐人税理士 原 木 規 江
- 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目13番2号愛織第2ビル2F
税理士法人 Impact

電 話 0 5 2 - 2 1 8 - 7 6 6 7

F A X 0 5 2 - 3 8 8 - 6 6 3 6

原告補佐人税理士 大 箸 直 彦

〒 1 0 0 - 0 0 1 3 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 鈴 木 馨 祐

〒 0 6 0 - 0 0 4 2 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

処分行政庁 札幌中税務署長 堀 合 広 幸

別表 1 (法人税)

(單位：円)

事業年度	区分	確定申告	修正申告	更正処分等1	更正処分等1 の取消し	更正処分等2
	項目					
平成29年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	△3,746,343	3,661,730	24,298,819	全部の取消し	25,702,319
	納付すべき税額	△12	549,100	5,013,700		5,342,200
	重加算税の額			1,753,500		1,865,500
平成30年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	0	3,283,073	21,847,159	全部の取消し	21,712,359
	納付すべき税額	△9	492,400	4,440,100		4,408,500
	翌期へ繰り越す 欠損金額	3,633,214	-	-		-
	重加算税の額			1,554,000		1,540,000
令和元年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	0	896,759	20,445,685	全部の取消し	20,458,585
	納付すべき税額	△16	134,300	4,087,200		4,090,200
	翌期へ繰り越す 欠損金額	3,539,099	-	-		-
	重加算税の額			1,428,000		1,428,000
令和2年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	△29,798,914	△10,432,000	7,520,804	全部の取消し	7,519,604
	納付すべき税額	△17	△17	1,127,900		1,127,800
	翌期へ繰り越す 欠損金額	33,338,013	10,432,000	-		-
	重加算税の額			392,000		392,000
令和3年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	△11,991,615	△3,122,275	24,304,572	全部の取消し	24,304,672
	納付すべき税額	△31	△31	4,982,400		4,982,400
	翌期へ繰り越す 欠損金額	45,329,528	13,554,275	-		-
	重加算税の額			1,743,000		1,743,000
令和4年6月期	年月日等	期限内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	所得金額	0	0	43,284,078	全部の取消し	43,284,078
	納付すべき税額	△40	0	9,385,800		9,385,800
	翌期へ繰り越す 欠損金額	35,376,445	35,376,445	-		-
	過少申告加算税の額			19,000		19,000
	重加算税の額			3,213,000		3,213,000

(注) 1 「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。
2 「納付すべき税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

別表 2 (地方法人税)

(単位:円)

課税 事業 年度	区 分 項 目	推 定 申 告	修 正 申 告	更正処分等1	更正処分等1 の 取 消 し	更正処分等2
平成 29 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	549,000	5,013,000	全部の取消し	5,342,000
	納付すべき税額	0	24,100	220,500		235,000
	重加算税の額			77,000		80,500
平成 30 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	492,000	4,440,000	全部の取消し	4,408,000
	納付すべき税額	0	21,600	195,300		193,900
	重加算税の額			66,500		66,500
令和 元 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	134,000	4,087,000	全部の取消し	4,090,000
	納付すべき税額	0	5,800	179,800		179,900
	重加算税の額			59,500		59,500
令和 2 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	0	1,128,000	全部の取消し	1,127,000
	納付すべき税額	0	0	49,600		49,500
	重加算税の額			14,000		14,000
令和 3 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	0	4,982,000	全部の取消し	4,982,000
	納付すべき税額	0	0	513,100		513,100
	重加算税の額			178,500		178,500
令和 4 年 6 月 度	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 法 人 税 額	0	0	9,385,000	全部の取消し	9,385,000
	納付すべき税額	0	0	966,600		966,600
	重加算税の額			329,000		329,000

別表 3 (消費税及び地方消費税)

(単位：円)

課税期間	区 分 項 目	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等 1	更 正 処 分 等 1 の 取 消 し	更 正 処 分 等 2
平成30年6月課税期間	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 額	101,977,000	120,543,000	128,021,000	全部の取消し	128,021,000
	控 除 対 象 仕 入 税 額	5,787,653	6,404,140	6,042,026		6,042,026
	納 付 す べ 消 費 税 額	580,100	1,190,000	2,023,200		2,023,200
	納 付 す べ 地 方 消 費 税 額	156,500	321,100	545,900		545,900
	過少申告加算税の額			12,000		12,000
	重 加 算 税 の 額			595,000		591,500
令和元年6月課税期間	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 額	111,027,000	141,058,000	147,963,000	全部の取消し	147,963,000
	控 除 対 象 仕 入 税 額	5,817,565	6,078,754	6,018,965		6,018,965
	納 付 す べ 消 費 税 額	1,177,100	2,807,900	3,302,700		3,302,700
	納 付 す べ 地 方 消 費 税 額	317,600	757,600	891,200		891,200
	過少申告加算税の額			13,000		13,000
	重 加 算 税 の 額			896,000		892,500
令和2年6月課税期間	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 額	92,898,000	132,552,000	136,901,000	全部の取消し	136,901,000
	控 除 対 象 仕 入 税 額	5,652,769	5,968,476	5,957,325		5,957,325
	納 付 す べ 消 費 税 額	450,800	3,046,700	3,331,200		3,331,200
	納 付 す べ 地 方 消 費 税 額	129,600	853,000	933,500		933,500
	過少申告加算税の額			17,000		17,000
	重 加 算 税 の 額			1,228,500		1,225,000
令和3年6月課税期間	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 額	77,164,000	113,406,000	117,228,000	全部の取消し	117,228,000
	控 除 対 象 仕 入 税 額	5,099,111	5,932,225	5,360,084		5,360,084
	納 付 す べ 消 費 税 額	82,400	2,076,200	2,857,300		2,857,300
	納 付 す べ 地 方 消 費 税 額	26,000	588,400	808,700		808,700
	重 加 算 税 の 額			1,242,500		1,242,500
令和4年6月課税期間	年 月 日 等	期 限 内	令和5年6月29日	令和5年6月29日	令和5年10月25日	令和5年10月25日
	課 税 標 準 額	111,261,000	137,451,000	146,330,000	全部の取消し	146,330,000
	控 除 対 象 仕 入 税 額	7,646,503	9,414,813	8,119,813		8,119,813
	納 付 す べ 消 費 税 額	17,300	291,800	2,180,400		2,180,400
	納 付 す べ 地 方 消 費 税 額	4,800	82,300	614,900		614,900
	重 加 算 税 の 額			969,500		969,500